地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月26日

横浜市契約事務受任者 旭区長 権藤 由紀子

- 1 契約の概要 都岡スポーツ広場内に植えられ、降雪の影響で倒れた樹木の伐採
- 2 履行(納品)場所 横浜市旭区都岡町88-2周辺
- 3 契約日 令和6年2月6日(火)
- 4 履行日又は履行期間 契約締結日から令和6年3月29日(金)まで
- 5 契約金額 665,500円
- 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市旭区南希望が丘13-7 有限会社 萬代組
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年2月5日未明から6日にかけて発生した大雪による積雪の影響で、旭区が設置管理を行っている都岡スポーツ広場敷地内から生えている樹木(篠竹)が積雪により倒れる事故が発生したことにより、直ちに除去しなければ区民生活に支障が生じ続けること、また二次被害が発生し得ることにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、緊急を要する場合における随意契約方法による契約を行いました。

- 8 契約の相手方の選定理由 即座に対応できる業者が他になかったため。
- 9 所管課 旭区地域振興課